

議案第74号

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

歴史的公文書を条例の適用対象から除外する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「もの」の次に「（イに掲げるものを除く。）」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 区長が歴史資料として重要であると認め、特別の管理がされているもの

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。